

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小坂町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、青森県・岩手県の県境に近い秋田県北東部に位置し、周りを奥羽山脈等の山々に囲まれた鹿角盆地北部に営農エリアがあり、昼夜の温度差が大きい山間地特有の気候風土、豊富な水など恵まれた自然環境を生かした稲作、露地作物を中心とした農業生産が行われている。

また、町民にとって豊富な水を湛える小坂川をはじめ中小河川の源は飲料水の供給など生活を支える源であるだけでなく、多様な生物を育み生活に安らぎを与える場でもあり、今後とも住民に安全で良質な食料や、生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	七滝地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
②	小坂地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	野口地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
④	濁川地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑤	余路米地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑥	砂子沢地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
⑦	上向地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

- 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

- 5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項